

# 正確性、迅速性、客観性、一覧性を備える 「速記録」は真に公正な裁判を担保します

## 速記録を求める声

■和歌山カレー事件の弁護団長は、和歌山地裁の全速記官（当時5名）の電子速記タイプによる立会いと、反訳ソフト「はやとくん」を使った迅速な調書作成が午前10時から午後5時までの月5回の公判審理を可能にしていましたと述べています。

■裁判員事件を担当した弁護士は、「音声認識システムは供述内容をそのまま聞けるというメリットはあるが、一覧性や検索性の観点からは不十分なものであり、最も有用なのは紙に書かれた速記録である」と述べています。

■法律事務所職員の裁判員体験談には、「尋問中心の証拠調べはメモがすべてで、メモをとらない人は記憶のみだ。当然誰もが同じ情報量なわけではないので、調書がいますぐにでもあがればなあ、と正直思った」との感想があります。

■再審で無罪となった布川事件の弁護団長は、二審から受任して一審記録を精査した際、前半は要約調書、途中から速記録になった公判調書を読んで、「速記録を読むと、検察官が詰まりに詰まって困っているところ、本人たちが威勢よく尋問して

いるところなどが目に浮かび、それまでの要約調書と比べると、調書が生きていると感じた」と述べています。

■松川事件の弁護団だった弁護士は、「改めて速記録を見てその法廷の情景が昨日のことのように頭の中で再現できる、過去について語る際にも公式の資料として残された速記録が非常に貴重であり、折に触れて引用され役立っている」と述べています。

■神戸地裁で聴覚障がい者の原告本人尋問を、原告側が依頼した業者（元速記官が在籍）が「はやとくん」によるスクリーン表示を行い、代理人や裁判官の発言内容も同時に理解できたということで、本人が非常に喜んでいたという報告もあります。

### 法廷スケッチ

左側のスクリーン文字を読む原告本人

